

市内保育園（所）及び認定こども園への登園の自粛について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、首都圏を中心に「緊急事態宣言」が発令されました。本市においても、緊急事態宣言対象地域との交流も多く、今後も地域の状況変化が考えられることや感染リスクを最小限に抑える観点から、市内すべての認可保育所（園）及び認定こども園に在籍する児童の全保護者へ向けて、登園の自粛を要請することとしました。

- 1 要請期間 令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（水）
- 2 要請対象 市内保育所（園）及び認定こども園（計88施設）へ在籍する児童の保護者

3 保育に関する考え方

原則として上記要請期間については、出来る限り登園を自粛。

ただし、保護者の職務上の都合等により、やむを得ない場合で家庭保育ができない場合は、引き続き受け入れを行い、保育を実施するよう市から各施設へ要請しています。

4 保育料に関する取扱い

保護者の負担する保育料については、登園自粛要請により欠席した日がある場合は、日割りで計算して減額。月額で支払い済みや減額処理が間に合わなかった場合等は、後日還付や翌月以降の保育料への充当をする予定。

5 保護者への通知について

各園（所）を通して、メール等で保護者へ通知します。また、市HPでもお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先

子育て施設課 施設管理係

電話 直通 / 027-220-5705